農業者の方へ

大区画化等加速化支援事業
（農地の大区画化の推進）

事業の概要

農業者が自ら行う畦畔除去や暗渠排水など、簡易整備による農地の大区画化の取組を支援する国の事業です



なぜ農地の大区画化が必要なのか

- 約20年後には、農業者は現在の1/4になるおそれがあります
- 少ない農業者で食料を確保するためには、農地を大区画化するなど、効率的な農業の実現を早急に進める必要があります

「ほ場整備」と何が違うのか

- 道路や水路を含めた一定の地域をまとめて行う「ほ場整備」は、効率的な区画整理が行えますが、工事の規模が大きく、権利関係の調整などに多くの期間と費用が必要となります
- この事業は、所有者の了解があれば、使用貸借している農地でも農業者（耕作者）自らが畦畔を撤去することができるため、短期間で区画拡大が実施できます

岡山県大区画化等推進協議会
事務局：〒703-8292　岡山市中区中納言町１－６　岡山県土地改良会館2F
（岡山県土地改良事業団体連合会内）　TEL086-207-2270

協議会ＨＰ
二次元コード

事業のポイント

実施要件

農用地の区画拡大が行われること
（併せて暗渠排水などの農地の条件改善も実施可能です）

事業実施主体

原則として工事完了までに市町村が策定する地域計画の目標地図に位置づけられた農業者

事業実施区域

農振農用地のうち地域計画を策定した区域

助成額

農地面積に事業内容毎の助成額を乗じた額を上限とする定額助成

助成内容

工事の施工方法（自力or外注）や区画面積（1ha以上or未満）、1ha以上への集約化などによる助成額の加算措置があります

事業実施の流れ

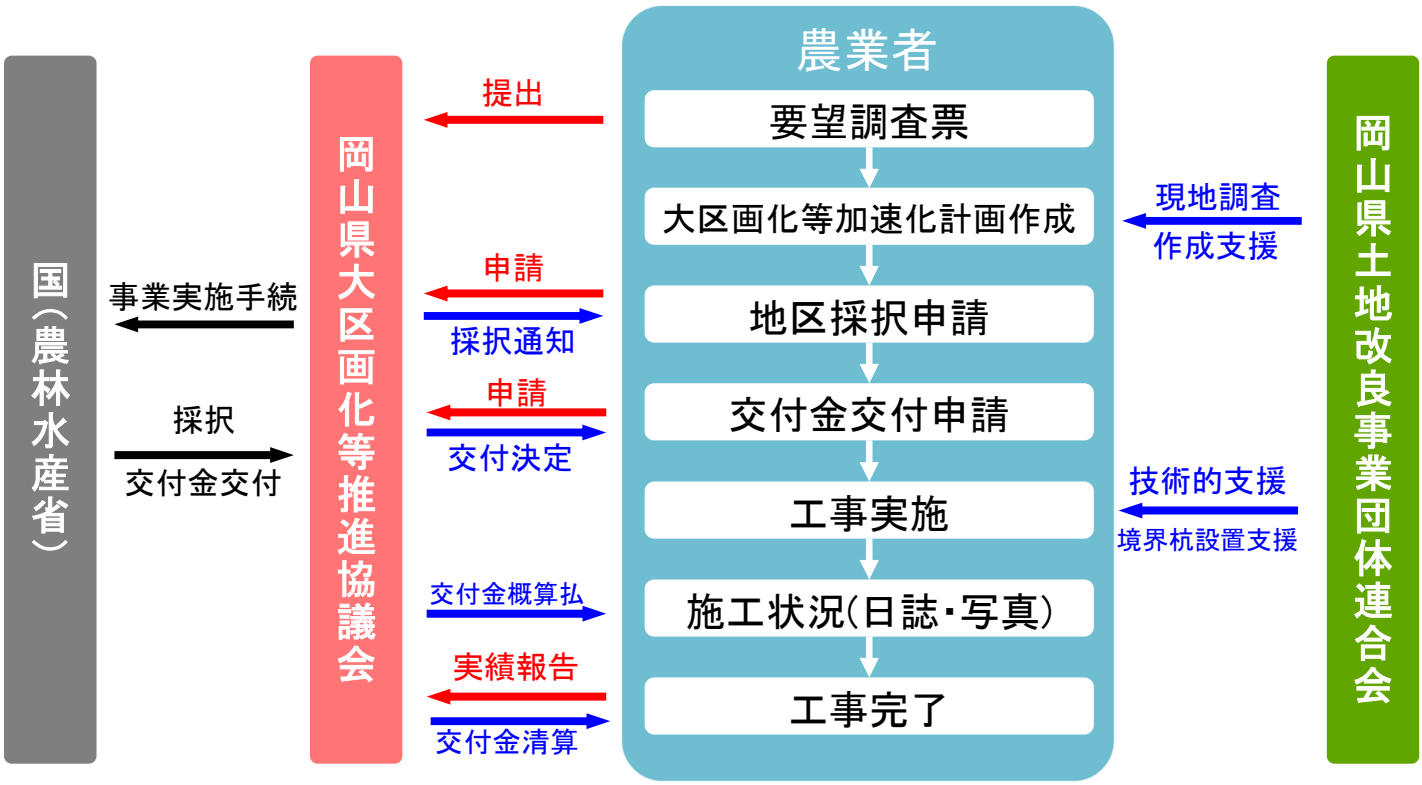

主な助成単価

事業種類		通常	集約化する場合※1	大区画化する場合※2
（1）農用地の区画拡大（水路変更なしの場合）				
ほ場高低差10cm超 表土扱いあり		27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】	36万円/10a 【26万円/10a】
ほ場 高低差 10cm以下	表土扱い あり	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】
	表土扱い なし	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】	9万円/10a 【7.5万円/10a】
畦畔除去のみ		4万円/100m 【4万円/100m】	4.5万円/100m 【4.5万円/100m】	5万円/100m 【5万円/100m】
（2）暗渠排水（新設）				
バックホウ施工	表土扱い あり	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27万円/10a 【19.5万円/10a】	29.5万円/10a 【21.5万円/10a】
	表土扱い なし	22万円/10a 【16万円/10a】	26万円/10a 【19万円/10a】	29万円/10a 【21万円/10a】
トレンチャ施工 表土扱いなし		18万円/10a 【13.5万円/10a】	21.5万円/10a 【16万円/10a】	23.5万円/10a 【17.5万円/10a】

○ 施工の全部を自力施工により実施する場合は、【　】内に定める単価が適用されます
○ 施工に要した実費費用（人件費を含む）が助成上限額を下回った場合は、実費費用が助成金額となります

※1 同一の担い手の経営農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているもの
※2 1つの農用地が1ha以上になるもの

助成上限額の算定（例）

例1）高低差10cm超の農地の畦畔を除去し、表土扱いありで区画拡大する場合

○ 整備後の農地面積が1ha未満

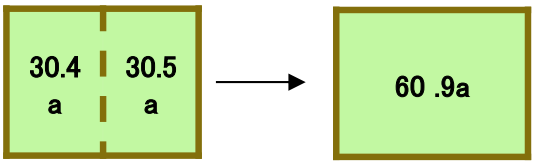

※ 助成額は一筆ごとに1a未満を切り捨てて算出

① 建設業者等へ委託する場合
※
（30a+30a）×27.5万円/10a＝**165万円**

② 全部を農業者自ら施工する場合
※
60a　×20.0万円/10a＝**120万円**

例2）高低差10cm以下の農地の畦畔を除去し、表土扱いなしで区画拡大する場合

○ 整備後の農地面積が1ha以上

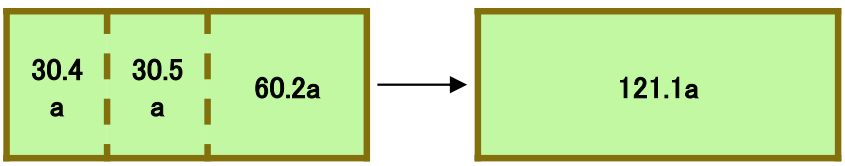

① 建設業者等へ委託する場合
※
120a×9.0万円/10a＝**108万円**

② 全部を農業者自ら施工する場合
※
120a×7.5万円/10a＝**90万円**

留　意　事　項

1 事業は令和11年度末まで継続とされており、事業期間内の実施要望を受付中です （詳しくは推進協議会HPをご覧下さい）

2 交付金交付決定前に実施された工事は、助成の対象にはなりません

3 事業実施主体は、原則として工事完了までに地域計画の目標地図に位置づけられることが必要です

4 事業完了後8年以内に農地が転用された場合、交付金の返還が必要です

5 農地の形状変更にあたり、所有者の同意のほか、農業委員会への届け出等の必要な手続きは、事業実施主体が自ら行うことが必要です

※農地の形状変更に係る具体的な手続きは、各市町村の農業委員会へお問い合わせください

6 農地中間管理事業で貸借している農用地で整備を行う場合は、トラブル防止のため、返還時の原状回復の取扱等の確認書を出し手、受け手、機構により作成することが必要です

※農地中間管理機構と協力して、該当する所有者毎に確認書（案）を作成して提供します

7 集約化の加算措置は、工事完了までに同一の経営体が耕作する農用地が1ha以上のまとまりを有することが必要です

8 農地の境界復元（境界杭設置）等にあたっては、国土調査結果等の登記関係の復元ではなく、現状の畦畔等の位置への杭の設置や復元可能な資料作成等の支援を行います

9 予算の範囲内で割当を行うため、次年度への繰り延べ等の調整を行わせていただく場合があります

10 事業の実施に関しては、推進協議会へお問い合わせください